

五 特別利用教育のあった月において被保護者である支給認定保護者又は里親である支給認定保

護者 零

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「一万六千円」とあるのは「一万五千円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」とする。

本則に次の十九条を加える。

(施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

第二十三条 都道府県は、法第六十七条第一項の規定により、毎年度、施設型給付費等負担対象額(同項に規定する施設型給付費等負担対象額をいう。以下この条において同じ)の四分の一を負担する。

2 国は、法第六十八条第一項の規定により、毎年度、施設型給付費等負担対象額の二分の一を負担する。

3 施設型給付費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十七条第三項第一号に掲げる額から第四条又は第十四条に定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額

二 特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第一号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第五条又は第十四条に定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額

三 特別利用教育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第二号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第六条又は第十四条に定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額

四 特別利用教育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第三号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第七号又は第十四条に定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額

五 特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十九条第三項第一号に掲げる額から第九条又は第十四条に定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額

六 特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第一号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十条又は第十四条に定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額

七 特別利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第二号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十一条又は第十四条に定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額

八 特定利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第三号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十二号又は第十四条に定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額

九 特別保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第四号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十三号又は第十四条に定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額

(施設型給付費等負担対象額の特例)

第二十四条 市町村が、災害その他の内閣府令で定める特別の事由があることにより、特定教育・保育等(法第五十九条第三号に規定する特定教育・保育等をいう。次項において同じ)に要する費用を支給認定保護者が負担することが困難であると認め、その負担を軽減しようとする法第二十七条第三項第二号の市町村が定める額、法第二十八条第二項第一号の当該支給認定保護者の属する

世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第二号の市町村が定める額、

同項第三号の市町村が定める額、法第二十九条第三項第二号の市町村が定める額、法第三十条第二

項第一号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額又は同項第四号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を定めた支給認定保護者が受けた施設型給付費(法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。次項において同じ)、特別施設型給付費(法第二十八条第一項の特別施設型給付費をいう。次項において同じ)、地域型保育給付費(法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。次項において同じ)又は特別地域型保育給付費(法第三十条第一項の特別地域型保育給付費をいう。次項において同じ)に

関しての前条第三項の規定の適用については、同項各号中「に定める額」とあるのは、「に定める額を限度として内閣府令で定めるところにより市町村が定める額」とする。

2 月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあった支給認定子どもに係る支給認定保護者を受けた施設型給付費、特別施設型給付費、地域型保育給付費又は特別地域型保育給付費に關しての前条第三項の規定の適用については、同項各号中「に定める額」とあるのは、「に定める額(月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあった月については、内閣府令で定める日数を基礎として日割りによって計算して得た額)」とする。

(地域子ども・子育て支援事業に係る都道府県及び国の交付金)

第二十五条 都道府県は、法第六十七条第二項の規定により、毎年度、市町村に対して、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業(法第五十九条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。次項において同じ)に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額(その額が内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を超える場合には、当該費用の額)につき、内閣総理大臣が定める基準により算定した額を交付することができる。

2 国は、法第六十八条第二項の規定により、毎年度、市町村に対して、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額(その額が内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を超える場合には、当該費用の額)につき、内閣総理大臣が定める基準により算定した額を交付することができる。

(法第六十九条第一項の政令で定める団体)

第二十六条 法第六十九条第一項第三号の政令で定める団体は、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人、同法第四十一条第一項に規定する職員団体、同法第四十一条第一項に規定する連合会、同法第四十一条第二項に規定する職員引継一般地方独立行政法人、同法第四十一条第三項に規定する定款変更一般地方独立行政法人、同法第四十一条第四項に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人及び同法第四十二条第二項の規定により読み替えられた同法第四十条第一項に規定する特定公庫等とする。

2 法第六十九条第一項第四号の政令で定める団体は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第三十号)第一条第二項に規定する行政執行法人、同法第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち同法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等、同法第九十九条第五項に規定する職員団体、同法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等及び特定公庫等並びに同法第二百五

条に規定する組合とする。

(法第七十条の政令で定める拠出金率)

第二十七条 法第七十条第二項の拠出金率は、千分の一・五とする。

(権限の委任)

第二十八条 法第七十一条第二項の政令で定める政府の権限は、法第六十九条第一項第一号に掲げる者から拠出金等(法第七十一条第二項に規定する拠出金等をいう。以下同じ)を徴収する権限とする。

拠出金率